

資料3

○バリアフリーに関する法律について

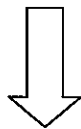
★バリアフリーとは、バリア（障害）をフリー（除く）という意味で、高齢者や障害者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在する障害を除去することを意味します。

ハートビル法（平成6年施行：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

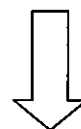
不特定多数が利用する施設（公共施設、デパート等）を新設する場合が対象となり、基準に適合させた施設の整備を推進するための措置を講ずる。

交通バリアフリー法（平成12年施行：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関の車両等の構造及び設備の改善措置、又旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路、その他の施設の整備を推進するための措置を講ずる。



統合



バリアフリー新法（平成18年12月施行：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）《ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化》

現行のハートビル法では、建築物の施設ごとに独立して推進が図られており、連続したバリアフリー化が実現されていない。また交通バリアフリー法では旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっていた。これらの課題等について一体的・連続的な移動空間形成のため、現行法の一本化に向けた法整備を構築した。

【主な内容】旅客施設及び一定の建築物に加え、一定の道路、公園、駐車場についても、新設等に際しバリアフリー化を義務づける。又、基本構想を作成するにあたり、利用者、住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置を講ずる。